



令和 7 年度 水質検査計画

高 島 市

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査地点
5. 水質検査項目と頻度
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び監査結果の公表
9. 関係者との連携

1. 基本方針

良質で安全な水道水を市民の皆様に供給するためには、最適な浄水処理を行うとともに水質検査を必要な時に、必要な場所で、必要な項目について行うことが不可欠です。高島市では最適な水質検査を行うことにより、供給水の水質を保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓で行います。更に原水についても水源ごとに検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務づけられた水質基準項目、並びに本市が独自で設定する項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質基準項目の検査は、項目ごとに水道法の規定に基づき、毎月または3ヶ月に1回以上行うこととします。また、過去の検査結果から3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目もあります。しかし水質が安全かつ良好であることを確認するために1年に1回以上の検査を行うこととします。

2. 水道事業の概要

高島市は県内一の面積を有しており、水道の浄水施設は市内各地に点在し、41箇所の施設があります。内容は地下水、表流水、琵琶湖水を水源としており、必要な水量をすべて市内の水源で賄っています。

給水状況、事業概要は表1、表2のとおりです。

表1 給水状況（令和5年度末現在）

区 分	内 容
給 水 区 域	高 島 市 内
給 水 人 口	43,396 人
普 及 率	97.7 %
年間給水量	6,561 千m ³

表 2 事業概要

番号	事業名	水源	浄水処理方法	処理能力 (m3/日)	消毒剤	給水区域
	浄水場名					
	所在地					
1	高島市水道事業	琵琶湖水	緩速ろ過 塩素滅菌	13,000	購入 次亜塩素酸ナトリウム	今津町(一部を除く) 及びマキノ町の一部
	今津浄水場					
	今津町今津2338番地					
2	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	エアレーション 除鉄・除マンガン 紫外線照射 塩素滅菌	5,594	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	安曇川町(一部を除く) 及び旧高島町の一部
	安曇川浄水場					
	安曇川町田中660番地1					
3	高島市水道事業	琵琶湖水	緩速ろ過 塩素滅菌	5,045	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	旧高島町(一部除く) 及び安曇川町の一部
	打下浄水場					
	勝野2777番地					
4	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	エアレーション 塩素滅菌	640	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	安曇川町上古賀・下古賀 長尾地区
	広瀬北部浄水場					
	安曇川町上古賀348番地					
5	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	紫外線照射 塩素滅菌	3,000	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	マキノ町(一部を除く)
	マキノ中部浄水場					
	マキノ町蛭口					
6	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	48	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	マキノ町在原地区
	在原浄水場					
	マキノ町在原					
7	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	膜ろ過 塩素滅菌	15	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	マキノ町路原地区
	路原浄水場					
	マキノ町野口(路原)					
8	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	63	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	マキノ町国境地区
	国境浄水場					
	マキノ町野口(国境)					
9	高島市水道事業	地下水 (浅井戸) (深井戸)	除鉄・除マンガン 紫外線照射 塩素滅菌	904	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	マキノ町小荒路・野口 山中・下浦・白谷・牧野 地区
	マキノ北部浄水場					
	マキノ町浦					
10	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	塩素滅菌	48	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	今津町角川地区
	角川浄水場					
	今津町角川					
11	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	30	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	今津町杉山地区
	杉山浄水場					
	今津町杉山					
12	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	塩素消毒	45	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	今津町保坂地区
	保坂浄水場					
	今津町保坂					
13	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	27	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	今津町棕川地区
	棕川浄水場					
	今津町棕川					
14	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	8	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	今津町天増川地区
	天増川浄水場					
	今津町天増川					
15	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	紫外線照射 塩素滅菌	590	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木市場・岩瀬地区 (下岩瀬)
	市場水源地					
	朽木市場					
16	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	塩素滅菌	250	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木上野・野尻地区
	野尻水源地					
	朽木野尻					

表 2 事業概要

番号	事業名	水源	浄水処理方法	処理能力 (m3/日)	消毒剤	給水区域
	浄水場名					
	所在地					
17	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	除鉄・除マンガン エアレーション 塩素滅菌	134	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木荒川・惣田地区
	荒川水源地					
	朽木荒川					
18	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	MF膜ろ過 塩素滅菌	120	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木宮前・坊・柏地区
	朽木東部浄水場					
	朽木柏					
19	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	塩素滅菌	63	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木古川・岩瀬地区 (上岩瀬)
	古川浄水場					
	朽木古川					
20	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	除鉄・除マンガン 塩素滅菌	44	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木栃生地区
	栃生浄水場					
	朽木栃生					
21	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	41	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木麻生地区 (横谷・木地山を除く)
	麻生浄水場					
	朽木麻生					
22	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	30	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木地子原地区 (立戸を除く)
	地子原浄水場					
	朽木地子原					
23	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	22	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木村井地区 (東村井)
	東村井浄水場					
	朽木村井(東村井)					
24	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	6	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木麻生地区 (横谷)
	横谷浄水場					
	朽木麻生(横谷)					
25	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	18	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木雲洞谷地区 (家一)
	家一浄水場					
	朽木雲洞谷(家一)					
26	高島市水道事業	表流水	ろ過機 (上向性) 塩素滅菌	17	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木小川地区
	小川浄水場					
	朽木小川					
27	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	24	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木雲洞谷地区 (上村・犬丸)
	上村浄水場					
	朽木雲洞谷(上村)					
28	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	21	購 入 次亜塩素酸ソーダ	朽木古屋地区
	古屋浄水場					
	朽木古屋					
29	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	15	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木平良地区
	平良浄水場					
	朽木平良					
30	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	除鉄・除マンガン 塩素滅菌	18	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木大野地区
	大野浄水場					
	朽木大野					
31	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	16	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木村井地区 (西村井)
	西村井浄水場					
	朽木村井(西村井)					
32	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	除鉄・除マンガン 塩素滅菌	8	購 入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木地子原地区 (立戸)
	立戸浄水場					
	朽木地子原(立戸)					

表 2 事業概要

番号	事業名	水源	浄水処理方法	処理能力 (m3/日)	消毒剤	給水区域
	浄水場名					
	所在地					
33	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	8	購入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木能家地区
	能家浄水場					
	朽木能家					
34	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	7	購入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木桑原地区
	桑原浄水場					
	朽木桑原					
35	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	6	購入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木麻生地区 (木地山)
	木地山浄水場					
	朽木麻生(木地山)					
36	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	36	購入 次亜塩素酸ナトリウム	朽木生杉・小入谷・中牧 地区
	針畑浄水場					
	朽木生杉					
37	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	119	購入 次亜塩素酸ナトリウム	武曽横山地区 (横山)
	横山浄水場					
	武曽横山(横山)					
38	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 塩素滅菌	33	購入 次亜塩素酸ナトリウム	畑地区
	畑浄水場					
	畑					
39	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	150	購入 次亜塩素酸ナトリウム	黒谷地区
	黒谷浄水場					
	黒谷					
40	高島市水道事業	表流水	緩速ろ過 (上向性) 塩素滅菌	203	購入 次亜塩素酸ナトリウム	高島地区
	高島浄水場					
	高島					
41	高島市水道事業	地下水 (浅井戸)	エアレーション 塩素消毒 紫外線照射	4,103	購入 次亜塩素酸ナトリウム	新旭町
	新旭浄水場					
	新旭町饗庭					

3. 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

下表のとおり

表3 原水の状況

事業名	水源地または取水場の所在地	水源	クリプトレベル	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
高島市水道事業 今津浄水場	今津町南新保 1番地先	琵琶湖水	レベル4	富栄養化の進行 カビ臭原因物質発生時期 油脂類等による汚染事故 気候変動がもたらす大雨による原水 高濁度	色度、濁度、PH値、水温、ジェオス ミン、2－メチルイソボルネオール 指標菌、クリプトスポリジウム、ジアル ジア
高島市水道事業 打下浄水場	勝野2868番1地先		レベル4		
高島市水道事業 安曇川浄水場	安曇川町田中 660番地1	地下水 (浅井戸)	レベル2	地質由来の有機物等(鉄、マンガン 揮発性有機性化合物 渇水期の水質管理 水稻の除草剤	鉄、マンガン、鉛、遊離炭酸、腐食性 (ランゲリア指数) クロロニトロフェン(水稻の除草剤) 指標菌、クリプトスポリジウム、ジアル ジア、色度、濁度、PH値 テトラクロロエチレン トリクロロエチレン
高島市水道事業 広瀬北部浄水場	安曇川町上古賀 348番地		レベル2		
高島市水道事業 マキノ中部浄水場	マキノ町蛭口地先	地下水 (浅井戸)	レベル2	地質由来の有機物等(鉄、マンガン ッ素、ホウ素、鉛、蒸発残留物) 渇水期の水質管理	鉄、マンガン、遊離炭酸、腐食性 (ランゲリア指数) フッ素及びその化合物(角川、路原 マキノ中部、マキノ北部) ホウ素及びその化合物(角川) 鉄及びその化合物(角川) マンガン及びその化合物(角川) 蒸発残留物(角川) 鉛及びその化合物(路原) 指標菌、クリプトスポリジウム、ジアル ジア、色度、濁度、PH値
高島市水道事業 マキノ北部浄水場	マキノ町浦地先		レベル3		
高島市水道事業 路原浄水場	マキノ町野口地先 (路原)		レベル3		
高島市水道事業 角川浄水場	今津町角川地先		レベル3		
高島市水道事業 保坂浄水場	今津町保坂地先		レベル3		
高島市水道事業 天増川浄水場	今津町天増川 地先		レベル3		
高島市水道事業 市場浄水場	朽木市場地先		レベル3		
高島市水道事業 野尻浄水場	朽木野尻地先		レベル3		
高島市水道事業 荒川浄水場	朽木荒川地先		レベル3		
高島市水道事業 朽木東部浄水場	朽木柏地先		レベル2		
高島市水道事業 古川浄水場	朽木古川地先		レベル3		
高島市水道事業 栃生浄水場	朽木栃生地先		レベル3		
高島市水道事業 麻生浄水場	朽木麻生地先		レベル3		
高島市水道事業 横谷浄水場	朽木麻生地先 (横谷)		レベル3		
高島市水道事業 家一浄水場	朽木雲洞谷地先 (家一)		レベル4		
高島市水道事業 大野浄水場	朽木大野地先		レベル2		
高島市水道事業 立戸浄水場	朽木地子原地先 (立戸)		レベル3		

事業名	水源地または取水場の所在地	水源	クリプトレベル	原水の汚染要因	水質管理上留意すべき項目
高島市水道事業 能家浄水場	朽木能家地先	地下水 (浅井戸)	レベル3	地質由来の有機物等(鉛、鉄、マンガン、ヒ素、ホウ素) 渇水期の水質管理	鉄、マンガン、遊離炭酸、腐食性(ランゲリア指数) 鉛及びその化合物(新旭) ヒ素及びその化合物(新旭) 指標菌、クリプトスポリジウム、ジアレルジア、色度、濁度、PH値
高島市水道事業 新旭浄水場	新旭町饗庭地先		レベル3		
高島市水道事業 マキノ北部浄水場	マキノ町山中地先		レベル3		
高島市水道事業 高島浄水場	高島地先	表流水	レベル4	油脂類等による汚染事故 気候変動がもたらす大雨による原水の高濁度 渇水期の水質管理 地質由来の有機物等(鉛、フッ素、ヒ素)	色度、濁度、PH値、水温、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール 指標菌、クリプトスポリジウム、ジアレルジア 消毒副生成物 小規模水道施設の塩素管理 配水管の滞留水管理及び消毒効果の確認 鉛及びその化合物(国境)
高島市水道事業 在原浄水場	マキノ町在原地先		レベル4		
高島市水道事業 国境浄水場	マキノ町野口地先(国境)		レベル4		
高島市水道事業 杉山浄水場	今津町杉山地先		レベル4		
高島市水道事業 棕川浄水場	今津町棕川地先		レベル4		
高島市水道事業 地子原浄水場	朽木地子原地先		レベル4		
高島市水道事業 東村井浄水場	朽木村井地先(東村井)		レベル4		
高島市水道事業 小川浄水場	朽木小川地先		レベル4		
高島市水道事業 上村浄水場	朽木雲洞谷地先(上村)		レベル4		
高島市水道事業 古屋浄水場	朽木古屋地先		レベル4		
高島市水道事業 平良浄水場	朽木平良地先		レベル4		
高島市水道事業 西村井浄水場	朽木村井地先(西村井)		レベル4		
高島市水道事業 桑原浄水場	朽木桑原地先		レベル4		
高島市水道事業 木地山水源地	朽木麻生地先(木地山)		レベル4		
高島市水道事業 針畑浄水場	朽木生杉地先		レベル4		
高島市水道事業 横山浄水場	武曽横山地先(横山)		レベル4		
高島市水道事業 畑浄水場	畑地先		レベル4		
高島市水道事業 黒谷浄水場	黒谷地先		レベル4		

(2) 水道水の状況

浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて、適正な浄水処理を徹底して行っていますので、これまでの検査結果からも水質基準を十分満たしていることから、安全な水です。

4. 水質検査地点

(1) 浄水について

水質基準が適用される水質検査については、各浄水場の配水末端付近の給水栓ごとに、検査地点を設け、市内41箇所で検査を実施します。

さらに水道法に基づく1日1回行う毎日検査についても、各浄水場の配水末端付近に検査地点を設け、市内41箇所以上で検査を行います。

(2) 原水について

地下水等の原水が汚染されていないこと及び、浄水処理によって安全、良質に浄化できることを確認するため、水源ごとに検査箇所を設けて市内42箇所で検査を実施します。

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。（表5参照）

(2) 水質基準項目の検査（51項目）

水質基準項目の検査は表4のとおり年1回行います。

1) 1ヶ月に1回の検査項目

（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）

2) 概ね3ヶ月に1回の検査項目

亜硝酸態窒素、シアン化合物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromジクロロメタン、ブromホルム、ホルムアルデヒド、アルミニウム及びその化合物、非イオン界面活性剤。

3) カビ臭原因物質等の検査

琵琶湖水を水源とする今津浄水場、打下浄水場は、カビ臭物質の発生が予測される5月から10月までの間、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの検査を月1回行います。

(3) 原水の検査

1) 水質管理上必要である原水についても、1年に1回以上の全項目検査（40項目）を行います。クリプトスポリジウム等対策指針に基づき、指標菌、クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査を行います。（表7参照）

2) 安曇川浄水場および広瀬北部浄水場は、施設の周辺が田畑であるため、水稻の除草剤に関するクロルニトロフェン（CNP）の水質検査を実施します。

（表6参照）

(4) 水質管理目標設定項目

地下水（浅井戸・深井戸）を水源とする水道施設の原水、浄水の遊離炭酸、浄水の腐食性（ランゲリア指数）および原水 pH についてそれぞれ年間 2 回の検査を行います。

全施設の原水で、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびペルフルオロオクタン酸（PFOA）について年間 1 回検査を行います。

（表 8 参照）

表 4 水質基準項目

項目 No.	水質基準項目	単位	基準値	法定検査頻度	検査省略可能頻度	検査計画頻度（回／年）		設定理由	備 考
						給水栓	原水		
1	一般細菌	集落／mL	100以下	月 1 回	月 1 回	12	1	省略不可（給水栓）	
2	大腸菌	***	不検出			12	1	省略不可（給水栓）	
3	カドミウム及びその化合物	mg／L	0.003以下	年 4 回	3 年 1 回	1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
4	水銀及びその化合物	mg／L	0.0005以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
5	セレン及びその化合物	mg／L	0.01以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
6	鉛及びその化合物	mg／L	0.01以下			1（4）	1（12）	過去の検査結果から検査頻度を緩和	浄水（路原浄水場・国境浄水場 4 回／年） 原水（新旭浄水場12回/年）
7	ヒ素及びその化合物	mg／L	0.01以下			1（4）	1（12）	過去の検査結果から検査頻度を緩和	畑浄水場・東村井浄水場 4 回／年 原水（新旭浄水場12回／年）
8	六価クロム化合物	mg／L	0.05以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
9	亜硝酸態窒素	mg／L	0.04以下	年 4 回	年 4 回	4	1	省略不可（給水栓）	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	mg／L	0.01以下	年 4 回	年 4 回	4	1	省略不可（給水栓）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg／L	10以下	年 4 回	3 年 1 回	4	1	省略不可（給水栓）	
12	フッ素及びその化合物	mg／L	0.8以下			1（4）	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	マキノ中部浄水場・マキノ北部浄水場・路原浄水場・ 国境浄水場・角川浄水場・黒谷浄水場・畑浄水場・高 島浄水場 4 回／年
13	ホウ素及びその化合物	mg／L	1.0以下			1（4）	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	角川浄水場のみ 4 回／年
14	四塩化炭素	mg／L	0.002以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
15	1,4-ジオキサン	mg／L	0.05以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg／L	0.04以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
17	ジクロロメタン	mg／L	0.02以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
18	テトラクロロエチレン	mg／L	0.01以下			1（4）	1（4）	過去の検査結果から検査頻度を緩和	安曇川浄水場のみ 4 回／年（浄水・原水）
19	トリクロロエチレン	mg／L	0.01以下			1	1（4）	過去の検査結果から検査頻度を緩和	安曇川浄水場のみ 4 回／年（原水）
20	ベンゼン	mg／L	0.01以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
21	塩素酸	mg／L	0.6以下	年 4 回	年 4 回	4	－	省略不可（給水栓）	
22	クロロ酢酸	mg／L	0.02以下			4	－	省略不可（給水栓）	
23	クロロホルム	mg／L	0.06以下			4	－	省略不可（給水栓）	
24	ジクロロ酢酸	mg／L	0.04以下			4	－	省略不可（給水栓）	
25	ジブロモクロロメタン	mg／L	0.1以下			4	－	省略不可（給水栓）	
26	臭素酸	mg／L	0.01以下			4	－	省略不可（給水栓）	
27	総トリハロメタン	mg／L	0.1以下			4	－	省略不可（給水栓）	
28	トリクロロ酢酸	mg／L	0.2以下			4	－	省略不可（給水栓）	
29	プロモジクロロメタン	mg／L	0.03以下			4	－	省略不可（給水栓）	
30	プロモホルム	mg／L	0.09以下			4	－	省略不可（給水栓）	
31	ホルムアルデヒド	mg／L	0.08以下			4	－	省略不可（給水栓）	
32	亜鉛及びその化合物	mg／L	1.0以下	年 4 回	3 年 1 回	1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
33	アルミニウム及びその化合物	mg／L	0.2以下		年 4 回	4	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
34	鉄及びその化合物	mg／L	0.3以下		3 年 1 回	1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
35	銅及びその化合物	mg／L	1.0以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
36	ナトリウム及びその化合物	mg／L	200以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
37	マンガン及びその化合物	mg／L	0.05以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
38	塩化物イオン	mg／L	200以下	月 1 回	月 1 回	12	1	省略不可（給水栓）	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	mg／L	300以下	年 4 回	3 年 1 回	1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
40	蒸発残留物	mg／L	500以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
41	陰イオン界面活性剤	mg／L	0.2以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
42	ジェオスミン	mg／L	0.00001以下	発生時期	発生時期	1（7）	1	カビ臭原因物質等発生時期	今津浄水場・打下浄水場のみ 7回/年
43	2-メチルイソボルネオール	mg／L	0.00001以下	月 1 回	月 1 回	1（7）	1	カビ臭原因物質等発生時期	
44	非イオン界面活性剤	mg／L	0.02以下	年 4 回	3 年 1 回	4	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
45	フェノール類	mg／L	0.005以下			1	1	過去の検査結果から検査頻度を緩和	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg／L	3以下	月 1 回	月 1 回	12	1	省略不可（給水栓）	
47	pH値	***	5.8～8.6			12	1（3）	省略不可（給水栓）	地下水を水源とする施設3回/年
48	味	***	異常でないこと			12	1	省略不可（給水栓）	
49	臭気	***	異常でないこと			12	1	省略不可（給水栓）	
50	色度	度	5以下			12	1	省略不可（給水栓）	
51	濁度	度	2以下			12	1	省略不可（給水栓）	

※計画頻度（ ）内の数値は備考欄参照

表5 毎日検査項目

項目 NO.	水質基準項目	基準値	検査地点		検査計画頻度 (回/年)	備 考
			浄水 (給水栓)	原 水		
1	色	異常でないこと	41	—	365	全浄水場
2	濁り	異常でないこと	41	—	365	全浄水場
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	41	—	365	全浄水場

表6 農薬類検査項目

項目 NO.	農薬類検査項目	目標値	検査地点		検査計画頻度 (回/年)	備 考
		m g /L	浄水 (給水栓)	原 水		
1	クロロニトロフェン (CNP) 水稻の除草剤	0.0001	—	2	1	安曇川浄水場 広瀬北部浄水場

表7 その他の項目

項目 NO.	水質基準項目		検 査 地 点		検査計画頻度 (回/年)	備 考
			浄水 (給水栓)	原 水		
1	クリプトスポリジウム		—	37	1回以上	レベル4・3 施設
2	ジアルジア		—	37	1回以上	レベル4・3 施設
3	指標菌		—	37	1回以上	レベル4・3 施設
4	指標菌		—	5	1回以上	レベル2 施設

表8 水質管理目標設定項目

項目 NO.	水質管理目標設定項目	目標値	検 査 地 点		検査計画頻度 (回/年)	備 考
		m g /L	浄水 (給水栓)	原 水		
1	遊離炭酸	20以下	21	22	86	地下水施設対象 年間2回
2	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度～20以下	21	—	42	地下水施設対象 年間2回
3	pH値	7.5程度	—	22	44	地下水施設対象 年間2回
4	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L※	—	42	42	全施設対象 年間1回

※PFOS及びPFOAの量の和による暫定管理目標値です。

6. 臨時の水質検査

水源等で次のような変化があり、その変化に対応した浄水処理が行うことができず、水質基準に適合しないおそれがあるときは、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があるとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) 水道需用者より水道水異常について水質検査依頼があったとき。
- (7) その他、特に必要があると認められる時。

7. 水質検査の方法

- (1) 水質基準項目等に関する水質検査については、水道法第20条に定める登録検査機関へ委託します。

また、水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。

- (2) 毎日検査項目の水質検査については、市が実施します。

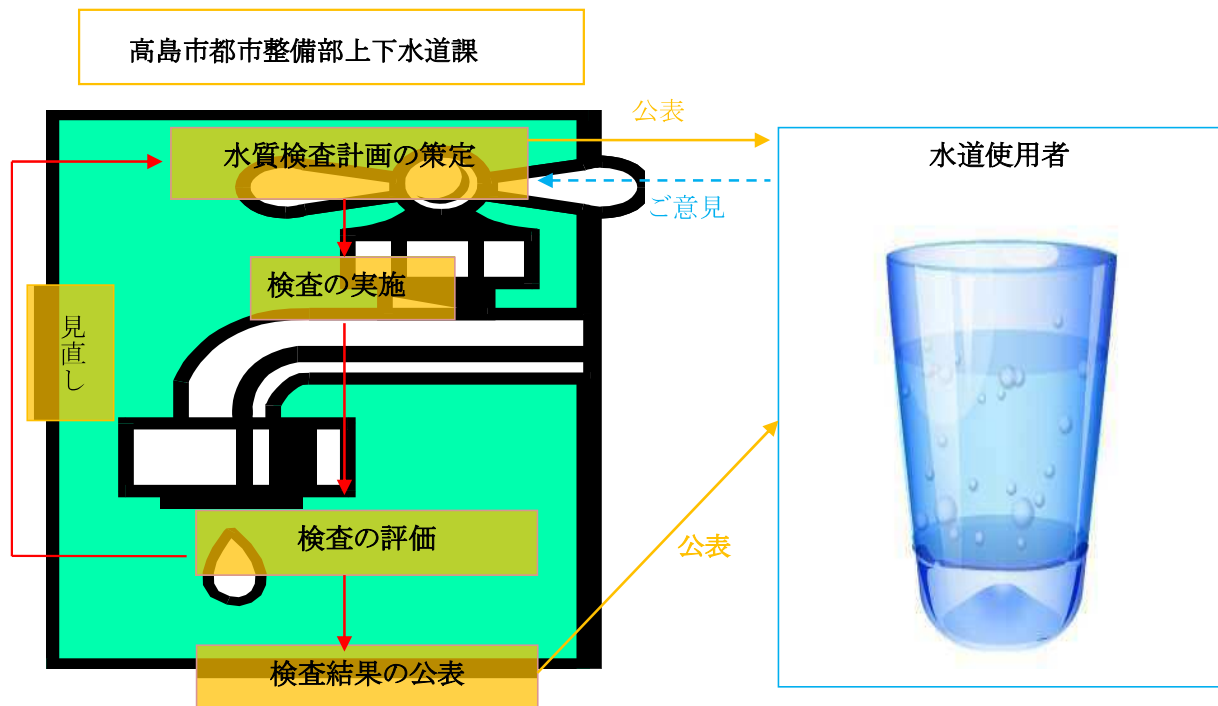
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質検査結果

水質検査結果の評価はその都度、水質基準に適合しているかどうかの判定を行い、その結果は本市のホームページ等で公表します。

(2) 水質検査計画

水質検査計画は水道利用者の皆様からのご意見や検査結果を参考に検討を行い、毎年度策定します。また、その計画は本市のホームページ等で公表します。



9. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故及び水源で水質汚染事故が発生した場合には、「滋賀県水道水健康危機管理対策要綱」に基づき、適切な緊急措置を行い、関係部局及び関係機関、関係者との連携、情報交換を行いながら、応急給水、汚染源対策、二次的事故の防止、給水復旧等に努めます。

また、必要に応じて、滋賀県の関係機関の協力を得て臨時緊急水質検査を実施します。

高島市役所 都市整備部 上下水道課

520-1592

滋賀県高島市新旭町北畑565番地

TEL 0740-25-8573

FAX 0740-25-8575

E-mail: jougesui@city.takashima.lg.jp